

令和5年11月教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和5年11月16日（木） 開会 午後3時00分
閉会 午後4時15分

2 場 所 旭市役所3階政策決定室

3 出席委員 向後 依明（教育長）
鈴木 典男（教育長職務代理者）
鏑木 俊一
富山 理
平野 勝久

4 出席職員

教育総務課長	向後 稔
学校教育指導室長	臼倉 浩
生涯学習課長	伊藤 弘行
体育振興課長	金杉 高春
教育総務課副課長 (学校再編室長兼務)	八馬 裕樹
生涯学習課副課長 (旭市図書館長兼務)	加瀬 美智子
生涯学習課副課長	佐野 唯生
生涯学習課社会教育班 社会教育主事	榎本 淳
教育総務課総務班副主幹	加瀬 悦子

5 教育長開会宣言

6 教育長挨拶

- ・初めに、私の方から一点お知らせをいたします。今月の11月1日ですが、中央区千葉港にありますポートプラザ千葉において、千葉県教育委員会主催で、令和5年度の教育功労者表彰が行われました。その席で前教育長の諸持耕太郎先生が、教育行政部門で教育功労者表彰を受賞いたしました。本年度、教育行政部門は9名の受賞ということでございました。
- ・11月に入っても例年になく温かい日が続いており、多くの方々が実りの秋を満喫していたことと思われます。ところが、先週末から気温が一気に下がり、突然、真冬の寒さとなり、私自身その変化に心身が対応できず、若干体調を崩してしまいました。温暖化・気候変動の時代と言われる中で、

日本らしい四季の変化が失われ、二季の変化になりつつあるといった状況が指摘されることがあります。委員の皆様も、健康には十分ご留意いただきますようお願いいたします。

- ・さて、この一か月を振り返ってみますと、教育委員会としても様々な文化的事業やスポーツ的事業を実施して参りました。コロナ禍を乗り越え、旭市にも大分活気が戻ってきましたが、以前と比較して若干変化が見られています。例えば、高齢者の参加が多かった行事に子どもたちが加わってきたこと、そして、各種行事への中学生ボランティアが増えてきたことなど。もちろん、学校の方針もあるとは思いますが、行事そのものの活性化と、多世代の交流にもつながっていました。
- ・人生１００年時代と言われますが、高齢者はもとより子どもたちも含めた全ての人々が、健康で生きがいを感じ、人と地域の交流が豊かで、安心して暮らせる地域づくりが求められています。社会教育の原点である「人づくり、つながりづくり、地域づくり」に向かって良い方向に進んでいるものと思われまます。
- ・続いて、干潟地域の学校再編についてです。今週の１３日（月）をもって、干潟地域小学校３校の学校再編地域検討会議が終了しました。その結果、中和小、萬歳小、古城小を一校に統合し、統合校の位置は古城小を活用とする方針に賛成とすることで決定し、今後に向けて大きな一歩を踏み出すことができました。今後は、各地区の代表８名からなる合計２４人による代表者会議を開催し、より具体的な内容について検討していく予定です。
- ・なお「代表者会議」の設置に当たっては、条例を制定する必要がありますので、１２月議会で議決を求めることとなります。本件は、本日の議案にもありますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7 会議録署名委員の指名 鏑木 俊一委員 富山 理委員

8 教育委員会報告

- ・資料により委員会報告及び行事予定を説明する。

9 議案

議案第１４号 旭市学校再編代表者会議条例の制定に関する意見について

議案第１５号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について

議案第１６号 旭市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する告示の制定について

【教育長】

- ・議案第１４号から議案第１６号を議題とする。
- ・議案第１４号から議案第１６号の提案理由を求める。

【教育総務課長】

- ・議案第14号について、提案理由を説明する。

【体育振興課長】

- ・議案第15号について、提案理由を説明する。

【生涯学習課長】

- ・議案第16号について、提案理由を説明する。

《質疑》

【委員】

- ・干潟地域については地域検討会議が終了し、次に代表者会議に入ることと思いますが、代表者会議や準備委員会について、それぞれの想定時期や期間を教えてください。代表者会議の検討事項である再編の可否、統合校の位置などは、ほぼ地域検討会議で決まっているので時間は要しないと思われます。

【教育総務課長】

- ・12月議会でこの条例案が可決された後、1月から2月ぐらいに第1回代表者会議を開きたいと考えています。
- ・代表者会議の所掌事務のうち「学校再編の可否」や「統合校の位置」については、ほぼ決まっていますが、「開校時期」については、工事内容や工期によります。「再編校の名称」については、会議で決定するなら短期間で決定すると思われますが、公募で決定することとなれば、ある程度の期間を要します。おおむね1年ぐらいで代表者会議を終了させていただくことを考えています。また、会議回数は、1年間に3回から5回程度の予定です。
- ・代表者会議が終了してから準備委員会を開始するか、または並行して進めるか検討段階です。代表者会議の進行状況で判断したいと考えています。

【委員】

- ・代表者会議の次の準備委員会の委員は、代表者会議の委員経験者の方がいいのか、全く別でいいのか教えてください。

【教育総務課長】

- ・代表者会議のメンバーにつきましては、それぞれの地域検討会議で検討され、決めていただいています。

【委員】

- ・第5条第2項ですが、これから小学校に入学することになる保育所の関係者

は入らなくていいのか教えてください。

【教育総務課長】

- ・第5条第2項に代表者会議委員の委嘱のメンバーが出ています。
「（6）その他教育委員会が必要と認める者」として、保育所の保護者の方に入っていただきます。地域検討会議でも、出席していただきました。

【委員】

- ・第8条に「会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、」とありますが、この関係者はどういう人を想定していますか。

【教育総務課長】

- ・ここでの関係者ですが、たとえば、統合校の開校時期についてということだと工期が関係しますので、改修工事の必要性などを設計者に説明を聞くため出席を求める場合や、所掌事務の「その他学校再編に関すること」の中で校歌や校章について、有識者に出席を求めて話を聞いたりする場合などを想定しています。

【委員】

- ・「学校再編の可否」や「統合校の位置」に異論があった場合、その人も会議の出席を求める関係者になりますか。

教育総務課長

- ・「学校再編の可否に関すること」や「統合校の位置に関すること」については、地域検討会議で、ほぼ方向性は決っていますので、この関係者に否というご意見の方は想定していません。また、代表者会議の内容については広報でお知らせし、その上でご意見をいただいた場合は、それを踏まえて次の代表者会議で委員の方々にご意見をいただくということはあるかとは思っています。

【委員】

- ・代表者会議とは、学校再編について議会から諮問を受けるのではなく地域検討会議で決めてきたことにGOサインを出すという位置づけですか。

【教育総務課長】

- ・第4条に「代表者会議は、旭市教育委員会の諮問に応じ、次の各号について調査審議し、答申するものとする。」とありますので、この代表者会議の位置づけとしては、学校再編基本方針のとおり再編して良いかといった教育委員会からの諮問に応じて調査・審議し、最終的なGOサインといった答申をしていただきます。
- ・最終的には、旭市立小学校設置条例、旭市立中学校設置条例の改正が必要に

なります。まず、教育委員会から市長へそれらの条例改正を要請し、市長が市議会に条例改正案を提出するというような流れになります。

【委員】

- ・工事や着手時期も代表者会議で決めていくということは、予算の絡みもこの会議で決めていくのですか。

【教育総務課長】

- ・学校の再編の可否、統合校の位置などは代表者会議で決めますが、どういう整備が必要か、グラウンドはこうした方が良くといったご意見については、次の準備委員会でもご意見をいただきながら、市で設計業務委託や工事発注となります。その時間も必要となります。皆様のご意見を伺いながら学校の改修工事を進め、最終的に市の設置条例改正ということになります。

【委員】

- ・準備委員会で細かいことを決めていくということですので、その委員もしっかり決めていかなければならないと思います。流れとしては、代表者会議の委員が準備委員会に進んでいくという形ですか。

【教育総務課長】

- ・基本的には、代表者会議の方に準備委員会の委員として委嘱させていただくことを考えています。また、準備委員会も1つだけの準備委員会で大丈夫かということで、学校の環境に関することや相談に関する事など、3つくらいの分科会を想定しています。そして、これまでの地域検討会議、代表者会議で関わってきていただいた方々に入っていただく必要があるかと、またその役職で委員になっていた方で、もう役職が終わったので後任者に交代したいという申し出があるかもしれませんが、基本的には引続きやっただき、どうしてもという場合には、よく引継ぎをしていただき、後任者に委員委嘱をしたいと考えております。

【委員】

- ・第5条第2項（2）「再編対象校の通学区域の地域住民の代表」とありますが、干潟地域は区長の人数が多いが選抜などあるのでしょうか。また、区長の任期と絡んで1年ごととか、準備委員会の任期はあるのでしょうか。

【教育総務課長】

- ・委員の選抜ですが、例えば、第1号の「再編対象校の児童又は生徒の保護者の代表」は何名、学校、地域住民の代表の方は何名というように人数を決めていますので、その人数で委員を選任していただくことになっております。準備会の任期は、基本的には、準備委員会が開校にこぎつけるまでになります。

すので、その間に区長さんが変わるとか、そういうことも当然あるかと思いますが、できるだけ同じ方をずっとやっていただくようお願いはしますが、その方によっては、どうしても次の方に引継ぎたいということがあれば、しっかりと引継ぎをしていただき、交代ということも可能としております。

【委員】

- ・第5条第2項の「通学区域」というのは、現行の学区のことですか。

【教育総務課長】

- ・この「通学区域」は、ここでは現状の通学区域をいっています。

【委員】

- ・準備委員会ができる際は、またこういう条例を制定するのですか。

【教育総務課長】

- ・準備委員会は、教育委員会の要綱で設置することになります。今年3月の定例会で、旭市学校再編地域検討会議設置要綱の制定について皆さんに可決していただいたところですが、準備委員会もそれと同様です。
- ・代表者会議では、学校再編の可否に関することや統合校の開校時期に関することや名称に関する事など、重要な事項を定めることから、市議会の承認を得て条例を制定します。

【委員】

- ・私が教頭のとときに学校統合をした経験からいうと、スクールバス、運動着、制服などを決めることは、準備委員会だけでは難しいと思います。そういう自分の経験も話しておきたいので、教育委員会会議で準備委員会設置要綱の制定の議案が出たときにお話させていただければと思います。

【委員】

- ・学校の名称は代表者会議で決めるので、早急に決めなくてはならないと思いますが、地区ごとにフリーで決めてしまっているのでしょうか。ある程度、市で統一性をもたせるように基準を示すのでしょうか。

【教育総務課長】

- ・市の方針として、名称の統一性をどうするかにつきましても、今後協議していく必要があると思っております。

議案第14号 旭市学校再編代表者会議条例の制定に関する意見について

- ・議案第14号については、全員一致で承認する。

議案第 15 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について

《質疑》

【委員】

- ・海上と飯岡地域の消防分署を建設する予定ということですが、建設時期は、いつ頃の予定でしょうか。

【体育振興課長】

- ・消防署で建設工事を行います、1月1日以降ということです。
- ・工事の契約について、12月の市議会において契約の議案が挙がってきます。それに合わせて、この海上野球場の廃止を行います。

【委員】

- ・来年から工事ということは、大分詰まっているのですね。

【体育振興課長】

- ・準備のための電気引込工事はもう始まっています。

【委員】

- ・海上野球場を使用する団体にスポーツ少年団がありますが、今現在は使っても支障はないですか。

【体育振興課長】

- ・12月いっぱい、使っていただけるということで、スポーツ少年団の役員方と話し合いを進めております。

【委員】

- ・消防分署を建設した残地の利用についてはどうですか。

【体育振興課長】

- ・消防施設を建設するため海上野球場の敷地は全て消防署に引継いでいますが、その全てが建設用地になるわけではありません。残地については、今後消防署で検討していくようになりますが、消防操法大会の練習などで使用できると思われます。

議案第 15 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見について

- ・議案第15号については、全員一致で承認する。

議案第16号 旭市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する告示の制定について

《質疑》

【委員】

- ・協働本部の関係ですが、本部長がなかなか決まらない地区があるのでこうしたということですが、今まで互選であったものが改正案では「当該協働本部の定めるところにより」としているが、簡単に決まるような定めなのでしょうか。最初の議題の「代表者会議条例」の中でも、「会長は委員の互選で」としており、選出方法は互選という場合が多いのですが、「構成員の互選により定める」から「協働本部の定めるところにより選出する」とするのは、条例を定める際の言葉の使い方で、何か決まりがあるのか、会長や本部長を決めるのに互選以外に何かあるのか教えてください。

【生涯学習課社会教育主事】

- ・地域協働学校本部会議に関しましては、2年間モデル校で取り組ませていただきましたが、学校や地域コーディネーターによりそれぞれ取組方の違いがあります。
- ・会議のために大勢の人を集めるとなると、学校やコーディネーター、また出席者に大きな負担となることを考えたとき、どこまで声をかけるのか、誰を呼んだらいいのかということで学校が頭を悩ませることが多くありました。
- ・また、この協働本部の構成メンバーは誰なのかということがはっきりしない形となっています。また、地域によりいろいろな形があり、地区社協のメンバーにコーディネーターがいる場合、地区社協の会議の中で協働活動の話をして、そこで会議が済んでしまうというようなパターンもありますし、協働活動の前に必要な関係者だけで打合会議をしているような学校もあります。
- ・一方で、学校によっては、関係しそうな方の全てに声掛けしてやった方がうまくいくというところもあります。
- ・様々な形がありますので、その学校に合った形で柔軟に対応できるように、今回の改正について提案させていただいています。

【委員】

- ・そういうことであれば、改正案の「当該協働本部」を「各学校の協働本部」と読み替えても良いということですか。

【生涯学習課社会教育主事】

- ・はい、そのとおりです。

【委員】

- ・本部長が議長となることがなくなると、誰が議長をやるのか教えてください。

【生涯学習課社会教育主事】

- ・協働本部会議という名前になっていますが、会議内容としては、どういう支援をしていこうかという相談や報告がメインとなっています。そのため、議長を必要としない会議であることが多いこと、また、議長を定めるとなると、互選するために皆さんに集まっていただかなくてはならないため、これも学校ごとの本部会議の実態によってやりやすい形でできるように、このような表記にしています。

議案第16号 旭市地域学校協働本部設置要項の一部を改正する告示の制定について

- ・議案第16号については、全員一致で可決する。

10 その他

【学校教育指導室長】

- ・教育の現況報告をする。
 - ①行事等の状況
 - ②インフルエンザに伴う学級閉鎖等の状況

【学校再編室長】

- ・干潟地域小学校第4回地域検討会議開催結果の報告をする。

【生涯学習課長】

- ・「第19回旭市青少年意見発表大会」について報告する。

【体育振興課長】

- ・「旭スポーツフェスティバル2023、パークゴルフあさひスポフェスカップ2023」について報告する。
- ・「第3回ぼるぼろ」について報告する。

《質疑》

【委員】

- ・学校再編のことでお伺いしたいが、干潟地域に関しては、大体3年くらいで統合の目途がついたという件ですが、その頃の人口で見ると1クラスか、その

後のことは考えられているのか。学校としては、相乗効果の点で2クラスはあった方がいいとの見解もあるが、合併する段階で1クラスという点について、その会議の方がどのように思っているのかを教えてください。

【教育総務課長】

- ・干潟地域の小学校は、学年にもよりますが、1クラス編成の学年が多くなる見込みです。人数の推計としては、令和7年で児童数236人となっています。文部科学省が示す小中学校の適正規模は、12学級から18学級ということで、小学校ですと1学年2学級から3学級ぐらいが適正規模ということになっていますが、この学校再編計画を策定した際に、人数だけで統合してしまうと地域性を考えられなくなってしまうということがあります、干潟地域に1つ小学校を残すということを踏まえて、旭市独自の下限値を設けました。小学校については1クラス20人以上という下限値を設けております。20人以上いればある程度グループ活動や、子供たち同士で切磋琢磨し学習活動ができるということで決めたところです。統合して30年から40年ぐらいは継続できると見込んでいます。

【委員】

- ・第2段階がある可能性を示唆していく必要があるのかなと思っていますがいかがですか。

【教育総務課長】

- ・この学校再編基本方針では、30年、40年後までを見据えておりますので、その先については、その頃の社会情勢、経済情勢がどうなるかわかりませんので、その時に検討していただくということになろうかと思いますが、将来的には更なる学校再編の可能性もあろうかと思えます。

【教育長】

- ・次回の教育委員会定例会は、12月15日（金）午後3時に開会することに決定します。

1.1 教育長閉会宣言